

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成27年度
計画主体	東白川村

## 東白川村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 東白川村役場産業振興課  
所在地 加茂郡東白川村神土548  
電話番号 0574-78-3111  
FAX番号 0574-78-3099  
メールアドレス 507sanshin@vill.higashishirakawa.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	東白川村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成26年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	120千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

有害鳥獣による被害は村内全域に及んでいる。  
過疎化、高齢化による労働力の減少と相まって、農家の生産意欲の低下が懸念されている。  
被害報告以上に出没情報の件数の伸び率が大きく、今後被害は増えていくと思われる。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成26年度）	目標値（平成30年度）
イノシシ	120千円	500千円
ニホンジカ		300千円
ニホンザル		300千円

・直近（27年度）の調査ではイノシシによる被害額が倍増しており、またニホンジカやニホンザルの出没件数も急増している。平成30年度には各獣種とも被害の上昇率を抑えていく。

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目

標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 団体から依頼があった場合、村で実態を調査・把握をしたうえで許可し、捕獲してもらう。</li><li>・ 捕獲檻購入に対する補助（事業費の1/2以内で上限50,000円）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 猟友会員の高齢化により捕獲対応が難しくなっている。</li></ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電気柵購入に対する補助（事業費の1/3以内で上限15,000円）</li><li>・ 交付金事業により、日向地区では地区を囲む防護柵を設置した。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2/3の資材費自己負担があることと管理の労働負担が大きいことから設置していない農家がある。</li><li>・ 交付金事業に次に取り組む地区が出てこない。</li></ul>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成28年度からは電気柵の補助に加え、シカ対策の柵も補助の対象とし、各農家毎の対策レベルを上げる。</li><li>・ 平成27年度に設置した日向地区の防護柵の成果の検証を進めながら、鳥獣被害防止対策協議会を中心に取り組みの普及を図る。</li></ul>
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

村民から駆除依頼を受け、JAは村に対し捕獲申請を行う。それを受けて村では実態を調査・把握したうえでJAに対し許可を出す。合わせて狩猟従事者（猟友会員）に対し許可が下りた旨を通知し、駆除を実施する。
--

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	新規の狩猟免許取得を推進し、猟友会員の確保に努める。 猿檻を村単で1基曲坂・日向地区に設置する。
29年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	新規狩猟免許取得を推進し、猟友会員の確保に努める。 猟友会と連携し、被害が大きい地域への捕獲檻の導入を推進する。
30年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	新規の狩猟免許取得を推進し、猟友会員の確保に努める。 猟友会と連携し、被害が大きい地域への捕獲檻の導入を推進する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲実績及び被害状況を基に計画頭数を設定するが、その年の被害状況に応じ、計画頭数にとらわれることなく積極的に捕獲を実施していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	30頭	30頭	30頭
ニホンザル	10頭	10頭	10頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
猟期及びその前後15日間の他、愛鳥週間(5/10~5/16)、河川・湖沼でのガン、カモ及びハクチョウ類の生息調査日を除く期間において、村民から駆除要請があった場合に銃器・わなにて捕獲する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について

記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当無し

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ	20基	20基	20基
ニホンジカ	20基	20基	20基

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	被害の状況を把握し、CATV等により被害防止の啓発を行う。
29年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	被害の状況を把握し、CATV等により被害防止の啓発を行う。
30年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	被害の状況を把握し、CATV等により被害防止の啓発を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東白川村猟友会	有害鳥獣捕獲
J Aめぐみの	住民の要請に基づく捕獲許可申請、営農指導、普及啓発
東白川村	J Aへの捕獲許可、普及啓発、関係機関との連絡調整
東白川村鳥獣被害防止対策協議会	普及啓発、関係機関との連絡調整
可茂農林事務所	関連情報提供
加茂警察署	緊急時における捕獲活動への協力及び住民の安全確保

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

緊急時には村が猟友会に対し出動を依頼すると同時に、関係機関への協力要請を行う。
---

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東白川村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
東白川村猟友会	有害鳥獣捕獲
東白川村協定集落代表者会議	地域農家への情報提供、被害調査
J Aめぐみの	住民の要請に基づく捕獲許可申請、営農指導、普及啓発
東白川村森林組合	山林での鳥獣に係る情報提供
東白川村	J Aへの捕獲許可、普及啓発、関係機関との連絡調整、獣肉利活用への助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記

入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東白川村猟友会	有害鳥獣捕獲
J Aめぐみの	住民の要請に基づく捕獲許可申請、営農指導、普及啓発
東白川村	J Aへの捕獲許可、普及啓発、関係機関との連絡調整
東白川村鳥獣被害防止対策	普及啓発、関係機関との連絡調整
可茂農林事務所	有害鳥獣対策の助言及び指導
加茂警察署	緊急時における捕獲活動への協力及び住民の安全確保
可茂県事務所（環境課）	有害鳥獣対策の助言及び指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・第3セクターによる獣肉の利活用（ジビエ料理の提供）

（注） 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

（注） その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。